

第10回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成30年10月23日（火） 13：30 開会
13：48 閉会

2、場 所 大田市役所 2階 第2会議室

3、出席委員（16名）

1 番	杉本勝徳	2 番	古志泰博	3 番	森脇公二郎
5 番	奥 雅守	6 番	武田廣司	7 番	福田佳代子
8 番	戸嶋総一	9 番	坂根 正	10 番	田原洋司
11 番	岩谷洋司	12 番	戸島長四郎	13 番	落合政顕
14 番	大谷成志	15 番	漆谷幸男	16 番	三谷 薫
17 番	山下 傳				

4、欠席委員（1名） 4番 竹下正也

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

6、その他

- (1) 農振除外等申出手続における協力について（農林水産課）
- (2) 「しまね農業委員会女性協議会」総会・研修会報告
- (3) ブロック会議の開催について
- (4) 事務連絡
 - ・「非農地通知書」第2回発出について
 - ・12月総会への農地利用最適化推進委員の出席について
 - ・ブロック長会議について
 - ・農業者年金加入推進研修会の開催について
- (5) 専門委員会について
 - ・地域農業研究委員会（2階第2会議室）

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	鉦久美
	主 任	三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第10回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第10回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、竹下委員が欠席ということで、出席委員は16名でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、5番奥委員、6番武田委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。9月総会から本日までの経過報告です。

9月25日(火)第9回総会を市役所で開催しました。

10月10日(水)島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されています。

10月15日(月)しまね農業委員会女性協議会通常総会が松江市で開催され、福田委員が出席されています。

本日第10回総会を市役所で開催しております。

また、本日総会終了後農業者年金加入推進研修会をこの会場で開催予定としております。

今後の予定です。

11月12日(月)島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席予定です。

11月中旬に、運営委員会を市役所で開催予定としております。

11月26日(月)第11回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議 長 それではこれより、議事に入ります。

農地法関連の議題については、会議規則第6条第2項の規

定により、議長を山下職務代理に指名します。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせてい
(代理) ただきます。最初に報告案件でございます。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について事務局の説明をお願いいたします。

次長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては1件でございます。

番号1番水上町でございます。

三久須〇〇〇番、〇〇〇番合計3,599㎡は、平成22年1月5日から平成31年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者を変更することとなったため、平成30年9月14日に合意解約されたものであります。

以上でございます。

議長 はい。報告事項ではありますけども、担当委員さん何か情報
(代理) 報がございましたらお願いします。

8番 中間管理機構移行の関係でございます。異議はございません。

議長 何か皆さん方からご質問等ございますか。

(代理) (全員なしとの声あり)

議長 報告事項でありますので、このとおりです。

(代理) 続きまして議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

次長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番大田町でございます。

申請地野城ロ〇〇〇番〇、54㎡は、「大田町野城自治会館」の西約140m、主要地方道「三瓶山公園線」から市道「野城2号線」を南へ約50m進んだ市道の南西側に隣接しております。譲受人宅の市道を挟んだ向かい側に位置しております。

譲渡人は、いずれも県外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し、農業経営を行っている譲受人へ譲

渡するものであります。

譲受人は、自宅に程近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

番号2番川合町でございます。

申請地、吉永〇〇〇番〇、137㎡は、「吉永上自治会館」の南東約140m、国道「375号線」から市道「家中谷2号線」を南東へ約60m進んだ市道の西側に隣接しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域で農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に程近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大をするものであります。

以上でございます。

議長 はい。それでは担当委員さんの現地調査の結果報告をお
(代理) 願います。

17番 番号1については、先程事務局から説明があったとおり、
譲受人のお宅の前にある畑、農地ですので、特に地域との調
和要件等問題はないと思います。異議はございません。

議長 それでは整理番号2の担当委員さんの現地調査の結果報告
(代理) をお願いします。

3番 現場を見させていただきまして、地域との調和要件等問題
はございませんし、〇〇さんは程原におられますが、これ以
外に田んぼもやっておられまして、この畑についてもぜひ〇
〇さんにとって欲しいということで、話が進んだようでござ
います。地域の要件も問題ないと思います。

議長 それぞれ担当地区の委員さん問題ないということですが、
(代理) 各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

それでは承認することとし、許可書を交付することといた
します。

続きまして議案第2号農地法第4条第1項の規定による許
可申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請につ
きましては1件でございます。

番号1番長久町でございます。

申請地長久イ〇〇〇番〇、1,480㎡は、J R「山陰本線」「影

田踏切」の南西約60～120m、「川南中自治会館」の西側、市道「大田長久線」の北側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請地付近は宅地化も進み、利便性が良いことから、入居が見込めるため、この度、二階建ての貸集合住宅1棟12戸分を新築するものであります。

なお、本申請に併せて「八幡用水組合」の「意見書」が添付されております。

本件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

以上でございます。

議長 はい。担当委員の現地調査の結果報告をお願いします。
(代理)

9番 大田のデオデオから長久小学校への道路沿いでありまして、大変大田の方から住宅、集合住宅化が進んでおりまして、〇〇さんの家の斜め前の田んぼですが、第2種農地ということもありますし、大変アパートが次々と建っている地域でもありますので、また、八幡用水さんの了解も得ているということで、異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議長 はい。それでは異議がないようですので、当委員会として
(代理) は承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

次に議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては2件でございます。

番号1番長久町でございます。

申請地、長久イ〇〇番〇、283㎡は、「大田自動車学校」の北東約220～240m、市道「山王野井神社線」の北側、譲渡し人宅の南側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該

当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、現在、両親と同居しており、子供3人の成長に伴い手狭になったため、この度、両親宅に隣接する申請地を譲り受け、住宅を新築するものであります。

番号2番長久町でございます。

申請地、稲用〇番、229㎡は、「稲用上自治会館」の南南東約65m、「こぼと保育園」の南約110m、市道「長久大坪線」の東側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、現在、妻の実家で義父母と同居しており、子供3人の成長に伴い手狭になったため、この度、妻の両親宅に程近い申請地を譲り受け、住宅を新築するものであります。

なお、本申請に併せて「稲用平成用水組合」の「同意書」が添付されております。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

以上でございます。

議長 (代理) それでは、担当委員さんの現地調査の結果報告をお願いします。

9番 1番について、〇〇さんの息子さんが今同居されていますけど、自宅前の畑をしておられる土地に別棟を建てられてそこに息子さん夫婦が住まれるということで、周りは住宅化しており、下側は田んぼがあるんですけど、宅地にされても田んぼに影響がでるようなことではないと思いますので、これについては異議はございません。

2番ですが、大田の大坪から長久町に入ってすぐのところに〇〇さんの自宅がございますけど、現在も娘さん夫婦と住んでおられますけど、先程説明がありましたように、ちょっと狭くなったということで、20～30m離れたところの畑を利用して家を建てられるということで、畑のちょっと後ろのところ、もう山林化しているような状態で、少し削って畑のところに家を建てられるということです。稲用の用水組合からも了解を得ておられるということで、また、隣接地で問題になるようなことはございませんので、異議はございま

せん。

議長 担当地区の委員さんの調査結果の報告は問題なしというこ
(代理) とですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議長 はい。それでは異議がないようですので、当委員会として
(代理) は承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案を終わります。

議長 続いて、議案第4号に移ります。議案第4号農用地利用集
(会長) 積計画による利用権等の設定について、農林水産課より説明
をお願いします。

主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用
権設定及び中間管理権についてご説明します。

それでは、平成30年11月5日公告予定の農用地利用集
積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ペー
ジ目の集計表に基づきましてご説明します。

川合町、田330㎡、畑527㎡、筆数3、設定する者1名、設定
を受ける者2名。

鳥井町、畑241㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者
1名。

仁摩町、田8,712㎡、筆数6、設定する者2名、設定を受ける
者1名。

合計、田9,042㎡、畑768㎡、筆数10、設定する者4名、設定を
受ける者4名。

利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただ
き1ページ目の集計表に基づきご説明します。

川合町、田52,142㎡、畑164㎡、筆数49、設定する者18名、
設定を受ける者1名。

合計田52,142㎡、畑164㎡、筆数49、設定する者18名、設定
を受ける者1名。

農地中間管理権については以上です。

以上ご審議よろしくお願します。

議長 只今説明がございましたけれど、まず、農用地利用集積計
(会長) 画による利用権について進めたいと思います。

担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

まず始めに、川合町からお願いいたします。

3 番 この土地について、現場に行って確かめました。〇〇さん
〇〇さんに話を聞きまして、大体〇さんが、土地を持ってお
られます。土地が300㎡、100㎡単位で区切ってありま
して、〇さんから土地を借りて野菜を作っておられます。引
き続きでございますので、問題がないと思います。

議 長 続きまして鳥井町お願いいたします。
(会長)

16 番 委託者である〇〇さんは県外にお住まいでして、受託者の
〇〇〇〇さんに話を伺いました。当該畑は〇〇さんの畑の隣
りです。従前より頼まれて耕作していたようですが、今回
新たに利用権設定で耕作するようにしたということです。
異議はありません。

議 長 続きまして仁摩町お願いいたします。
(会長)

5 番 いずれも再設定ですので、異議はございません。

議 長 それぞれの委員さん異議なしということですが、皆
(会長) さん方のほうからご質問、ご意見はございますか。

私の方からいいですか。川合町の2番、〇〇さんの経営状
況田も畑もゼロということですが、これまでは、利用権と
いう正式な契約は結んでないけれども、それなりに畑を借り
て作っておられたということですか。

3 番 そうですね。〇〇さんも途中でこちらへ帰ってこられまし
て、家を建てて、隣りにある土地を借りて野菜を作っていた
ということで、この度正式に〇さんから借りるという状況で
す。清風園に向けて入る道がありますが、その左右には小奇
麗な畑が結構あります。それはほとんど〇さんが持っておら
れて、周りの人が全部それを借りて作っておられます。

議 長 他の皆さんいかがですか。
(会長) (異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(会長) とします。

続きまして、黄色の表紙、農地中間管理権について、担当
委員さんの調査結果の報告をお願いします。

川合町からお願いいたします。

3 番 これにつきましては、来年、再来年からは場整備が行われ

る地域でございまして、それに基づいて、今回全て中間管理権に出されるということでございまして、これからは場整備が行われる地域ということで、問題ないということです。

議 長 それぞれの委員さん異議なしということですが、皆
(会長) さん方のほうからご質問、ご意見はございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 それでは、異議なしということで承認とさせていただきます
(会長) す。

議 長 以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年10月23日

会 長	_____
(議事録署名委員)	
5 番	_____
6 番	_____